

見守り 新鮮情報

知人に「新しいお店ができたので行ってみたい」と言われ行ってみた。健康に関する話を聞いて楽しく、100円でプレゼントももらえるため毎日通った。ある時、血圧測定表を持ってくるように頼まれ、店の人に渡したところ、皆の前で「血小板が少ない。

このままでは**病気になる**」

と言われ、**高額な健康食品**を勧められた。高いと思ったが威圧的な物言いで、**断れず**約100万円分も**購入**してしまった。その後、病院で血液検査をしたが**異常はなかった**。

返金してほしい。(80歳代)



楽しい話や 安売り 目当てに通ったら… 高額な商品を買うはめに

ひとこと助言

このような所には
行かないで



見守るくん

- 「店員の話が楽しい」「食品が安く手に入る」などにひかれて、会場等に通いつつうちに、高額な商品を契約させられたという相談が寄せられています。
- 通いつつ顔見知りになり、個別に勧誘されると、断り切れなくなります。このような所には行かないことが第一です。
- この手口は、高齢者の健康不安や日常的な寂しさなどにつけ込んで会場等に通わせ、最終的に高額な商品を購入させるものです。周りの人は、日ごろから高齢者の様子に気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第481号（2024年5月16日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）



見守り 新鮮情報

SNS上の投資 グループ内で 勧誘される FX取引に注意

LINEで**友達申請**してきた人から、**投資グループ**に誘われた。そのグループ内で

「高倍率の取引ができる**海外FX**の情報を入手して一緒に**もうけよう!**」と誘われ、海外FXの口座を開き、指定された**個人名義の口座**に50万円**振り込んだ**。FX口座内で倍以上の利益が出たので、約15万円の出金を申し出たところ、自分の銀行口座に入金された。信用できると思い、**毎回異なる個人名義の口座**に計700万円を**振り込んだ**。しかし、約50万円の出金を申し出たら「海外取引税として約160万円を振り込まないと**出金できない**」と言われた。元金だけでも回収したい。(70歳代)



ひとこと助言

詐欺かもしれないよ!



見守るくん

- SNS上の投資グループ内で勧誘される詐欺的なFX取引に関する相談が寄せられています。確実にもうかる話はありません。
- 取引画面上では利益が出ているように見えても、画面自体が架空で、実際に取引されていない場合があります。注意が必要です。
- 通常のFX取引で個人名義の口座を使って入金させることはありません。振込先に個人名義の口座を指定された場合は、詐欺の可能性が高いため、絶対に振り込まないでください。
- FX取引を行う場合は、必ず金融商品取引業の登録の有無を金融庁HPにある「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」で確認しましょう。掲載のない無登録業者との契約は行わないでください。
- FX取引はリスクの高い取引です。仕組みがよく分からなければ契約しないでください。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第482号 (2024年5月30日) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00 (年末年始・祝日休み)



見守り 新鮮情報

買い物中の 転倒事故に注意!

事例1 大型スーパーに行き、フロアの真ん中を歩いていたとき、周りのお店などに気を取られていたら、フロアのコードカバーにつまずいて転び、左ひざを強く床にぶつけ、痛さで起き上がれなくなった。救急搬送され、7日間入院した。(70歳代)

事例2 雨天の夜、コンビニの入り口のマットから、一歩踏み出した際に転倒した。帰宅してから痛みが増し、救急で病院に行ったところ、手首を複雑骨折しており入院した。(70歳代)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

足元や周囲にも
注意して



見守るくん

- 店舗や商業施設で「つまずく」「滑る」等による転倒事故が起きています。ちょっとした段差や落下物、床に置かれた商品箱等、足元や周囲にも注意を払いましょう。
- 特に雨の日の入口は、床が濡れて滑りやすいことがあるため、一層の注意が必要です。鮮魚コーナーや冷凍ケース等の周辺も床が濡れていることがあるので注意しましょう。
- もし、危険だと感じた時は、お店の方に申し出て安全策を取ってもらいましょう。
- 高齢になるにつれて、足元や周囲に想定外の変化があった時、その対応が遅れがちになり、転倒やそれに伴う骨折などのリスクが高くなります。慎重に行動しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第483号（2024年6月6日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）



見守り 新鮮情報

ネット上の広告を見て、格安のスポーツジムを申し込んだ。全ての手続きをネット上で済ませるシステムで、店舗に**スタッフ**は誰も**いない**。入会から3カ月経ち、都合によりやめたくなくなった。

事業者の公式ホームページにスマホで解約するよう

案内があり、指示通り

操作したが、途中で入力できなくなり**先に進めない**。事業者**に電話もしたがつながらない**。このままでは支払いが続いてしまうので解約手続きをしたい。
(60歳代)



解約手続きが できない!? 無人スポーツジムの トラブル

ひとこと助言

契約前に
確認しよう



見守るくん

- 無人のスポーツジムやオンラインレッスン等に関して「サイト上での解約手続きができない」「問い合わせたいが電話がつながらない」などの相談が寄せられています。
- 契約は当事者間の合意や規約の内容に従うことになります。解約時の連絡先や清算方法等、規約内容について契約前に必ず目を通しましょう。
- 事業者と連絡が取れない場合は、電話やメール、サイト上のフォーム等複数の手段で問い合わせましょう。また、事業者のホームページ等も適宜確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第484号（2024年6月13日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）



見守り 新鮮情報



©Kurosaki Gen

投資を考えていたら、**有名経済評論家主催の投資相談のSNS広告**が表示された。100万円が1億円になったとの体験談に惹かれメッセージアプリに登録すると、評論家のアシスタントを名乗る人から**投資話**が届いた。**有名な評論家なら信用できると思い**100万円を振り込むと、利益を増やすため100万円を追加するよう言われ、別の口座へ**振り込んだ**。その後も**次々と**勧められ総額1500万円を**振り込んだ**。運用状況を確認すると6千万円の利益が出ていたので引き出そうとしたら、**手数料や税金**約2200万円を**支払わないと出金できない**と言われた。(60歳代)

被害回復は困難! SNS上で著名人を名乗る 投資話の勧誘に注意

ひとこと助言

なりすましに注意!



見守るくん

- SNS上で、消費者を信用させるために、著名人本人に無断で名前や写真を使用した投資勧誘が横行しています。著名人の公式サイトや公式アカウント等で注意喚起が出ていないか、まずは確認するようにしましょう。
- 投資資金の振込先に個人名義の口座を指定された場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。相手と連絡が取れなくなるなど被害回復は困難です。安易に資金を振り込むことはやめましょう。
- 不安に思ったら、振り込む前にお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第485号(2024年6月27日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



見守り
新鮮情報

会員登録のつもり が…別サイトでの サブスク契約に



フリマアプリの新規登録をしようと「スタート」というボタンを押して、クレジットカード情報などの入力を完了した。すると身に覚えのない海外事業者の動画配信サービスにつながってしまい「視聴期間は5日間で、キャンセルがなければ月額約7500円がカードから支払われる」と表示された。どうすればよいか。(60歳代)

ひとこと助言

そのスタートボタン
別サイトの広告かも!



見守るくん

- 国内事業者のサイトの利用時に表示された「スタート」「OK」などのボタン表示をクリックし、クレジットカード情報等を入力したところ、意図せず海外事業者とのサブスクリプション契約になっていたという相談が寄せられています。
- 「スタート」などのボタンは海外事業者の広告で、ウェブデザイン等で勘違いさせ、消費者に認識させないままサブスク契約に誘導しています。
- 「スタート」等の表示が、自身の登録しようとしているサイトの手続きボタンなのか、クリックする前によく確認しましょう。枠の端に小さい「x」印等があれば広告です。
- クレジットカードの請求はこまめに確認しましょう。
- 不安なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。海外事業者とのトラブルについては国民生活センター越境消費者センター(<https://www.ccj.kokusen.go.jp>)でも相談を受け付けています。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第486号(2024年7月4日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188(いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



見守り
新鮮情報

その申込み、 定期購入では ありませんか？

最終確認画面 チェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか？
- 継続期間や購入回数が決まっていますか？
- 支払い総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
- お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか？



最終画面を確認して!!

©Kurosaki Gen

- ☆申込み前に「最終確認画面」をスクロールして、最後まで確認しましょう。
- ☆注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも再度確認しましょう。
- ☆最終確認画面はスクリーンショットで保存しましょう。

ひとこと助言

画面を
スクリーンショット!



見守るくん

- 低価格を強調する広告を見て、1回だけでもしくは単品のつもりで注文したら「定期購入」だったという相談が多く寄せられています。特にインターネット通販では、申込み前に必ず最終画面で上記を確認しましょう。
- 特定商取引法では、サイトの最終確認画面で、価格や申込みの解除等の重要事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。これがなされていないか、誤認するような表示の場合等は、申込みを取り消せる場合があります。
- 不安に思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第487号(2024年7月25日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)





子どもでも簡単に支払える ネット通販にご注意

事例

小学生の娘が、数カ月前に親の同意なしで娘のスマホでネット通販を利用し、洋服や文具等を購入していた。先日、コンビニ後払い決済業者から約8千円の

請求書が届いた。商品を使用しているので今回は支払いをするつもりだが、未成年なので取り消しができる場合もあるのか。(当事者：小学生)



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

- 買い物時にお金がなくても先に商品を手に入れ、後からコンビニ等で代金を支払うコンビニ後払い決済は、ネット通販でよく利用されています。決済サービスによっては電話番号等の簡単な情報だけで利用できるため、クレジットカードなどが持てない子どもでも利用できるものの、代金を支払えなくなるトラブルもみられます。
- コンビニ後払い決済を使う際は、必ず親権者等の同意を得た上で、代金を自分で支払えるかどうか確認しましょう。
- ネット通販を利用する際は、契約時・解約時の条件や契約内容をよく確認することも大切です。ルール等を家族でよく話し合っておきましょう。
- 未成年取り消しができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

さぼーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）





車内に子どもを残したまま… キーの閉じ込めに注意!



©Kurosaki Gen

事例

運転席に移るためチャイルドシートに子どもを乗せ、外に出てドアを閉めたら、オートロックがかかり炎天下で子どもが閉じ込められてしまった。電子キーは車内に置いたままだった。子どもに異常は見られなかったが、念のため病院で点滴を受けた。（当事者：2歳）

ひとことアドバイス

- 車内に電子キーを置き忘れた際、何らかの原因で車のドアがロックされたり、子どもが誤ってドアロックを操作してしまったりして、子どもが車内に閉じ込められるケースが発生しています。人や荷物の乗降の際には、短時間であっても必ずキーを持って行動しましょう。
- 手元にキーがない状態でドアがロックされると、すぐには解錠できません。子どもが閉じ込められてしまったら、ロードサービスに救援

を求めましょう。車内のお子さんの状態によっては119番通報しましょう。夏場など気温の高い時期には、短時間の閉じ込めでも熱中症になる危険性があります。

- エンジンが停止しているときに、電子キーの電池が切れるとドアがロックされる場合があります。電池は定期的に交換しましょう。事前に取り扱説明書で調べておくほか、不明点は車のメーカーやディーラーに確認しましょう。



さぼーとくん

発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）



消費生活



花火による子どものやけどに 気をつけて



事例 1

花火がサンダルの上に落ち、右足の指と足の裏にやけどをしてしまった。

(当事者：2歳)

事例 2

花火を振り回した直後に、風で火花がスカートに飛んで着火し、燃え上がった。保護者がはたいても火が消えず、服を脱がせたが、右太ももにやけどを負った。

(当事者：6歳)

事例 3

手持ち花火が終わって、下に落ちていたものを触ってしまい、右手の指にやけどを負った。

(当事者：1歳)

ひとことアドバイス

- 花火による子どものやけどは、特に1歳から3歳で多くなっています。花火で遊ばせる際は必ず大人が付き添い、3歳以下の子どもに花火を持たせることは避け、距離を置いて見せるなどして楽しむようにしましょう。
- 肌の露出が多い服や履物の場合、火花等でやけどの危険性が高まります。裾が広がった服やスカートに着火する事故も起きています。服装にも注意しましょう。また、万が一着衣に着火した場合の対処法も覚えておきましょう。
- 花火の風下には立たせないようにし、風が強い場合は花火遊びはやめさせましょう。
- 花火で遊ばせる際には、消火用の水を用意するなど準備をしましょう。
- 製品に記載されている注意事項を必ず守って使用しましょう。

さぼーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00 (年末年始・祝日休み)

